

青森県報

号外第二十六号

令和五年
三月三十一日
(金曜日)

目次

訓 令

- 国民スポーツ大会準備室設置規程を廃止する訓令…………… (人事課) …… 一
- 青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令…………… () …… 一
- 部局内部監査規程の一部を改正する訓令…………… () …… 一
- 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… () …… 二
- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… () …… 三

告 示

- 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報の廃止…………… (総務学事課) …… 四
- 青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の廃止…………… () …… 四
- 青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の廃止…………… () …… 四

訓

令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

国民スポーツ大会準備室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

国民スポーツ大会準備室設置規程を廃止する訓令

国民スポーツ大会準備室設置規程(平成三十一年三月青森県訓令甲第四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(青森県職員安全衛生管理規程及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

2 次に掲げる訓令の規定中「(室を含む。)」を削る。

一 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号) 第二条 第四号

二 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号) 第六条第一項

(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程及び官報報告事務取扱規程の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「(室を含む。以下同じ。)」を削る。

一 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号) 第二条第三号

二 官報報告事務取扱規程(昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号) 第三条

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程（平成十九年七月青森県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号に次のように加える。

カ 国スポ・障スポ局の所掌事務

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

部局内部監査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

部局内部監査規程の一部を改正する訓令

部局内部監査規程（昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「エネルギー総合対策局長」の下に「、国スポ・障スポ局長」を加え、「室並びに」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第五条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、別表第二の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第三条第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則第六項（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

前任用 再任 短時間 勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	—	—

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号。以下「定年等条例等改正条例」という。）附則第八項又は第九項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第五条に規定する定年前任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規程別表第二の定年前任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、技能職員等の給与に関する規程第三条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 定年等条例等改正条例附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が改正後の規程第五条に規定する定年前任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規程別表第二の定年前任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、技能職員等の給与に関する規程第三条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 定年等条例等改正条例附則第八項又は第九項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第七条の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第六条第二項及び第十条の規定を適用する。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、六九〇円（基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六七〇円）」を「七、四四〇円」に、「六、五八〇円（基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六四〇円）」を「七、二八〇円」に、「基本法制研修を受講する」を

「法制集中研修を受講する」に、「六、九四〇円」を「六、九六〇円」に、

七〇円 を 六、七五〇円 に、

税務専門課程研修	会計コース	六、三六〇円
----------	-------	--------

税務専門課程研修	税務・徴収コース	六、七五〇円
	会計コース	六、七七〇円

「二、八四〇円」を「二、九二〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九四〇円」に改める。

附則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第二百四十三号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第二十条

第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四十四号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四十五号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号（青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円